

《 農地の相続等のお願い 》

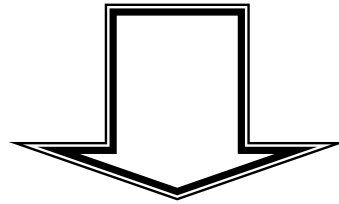
農地を相続した時は・・・

どうすればいいの！！

農地を相続したんだけど
どうしたらいいの？



大田原の農地は、**大田原市農業委員会**に
届け出をお願いします



大田原市農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では耕作や手入れができない場合、農地の管理についての相談や地元での借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは簡単です。大田原市農業委員会の窓口までお越してください。
届け出書は、窓口に用意してあります。

農業委員会事務局

Tel:0287-23-8716 / Fax:0287-23-8287

nougyou@city.ohawara.tochigi.jp

相続等によって農地の権利を取得した時は・・・

「農業委員会への届出」

が必要です！！

制度の仕組み

届出が必要なもの

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得したもの

- 相続
 - 法人の合併・分割
 - 時効取得
- } 等

届出

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります。

大田原市農業委員

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

届出書の詳細等については、農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会事務局

Tel:0287-23-8716 / Fax:0287-23-8287

nougyou@city.ohawara.tochigi.jp